

総社市告示第96号

総社市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費用の額の算定基準等に関する要綱（平成28年総社市告示第131号）の一部を次のように改正する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。
 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第4条・第5条関係） 指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）			別表第1（第4条・第5条関係） 指定第1号事業サービス費用額（費用単位数，単価）		
サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）	サービス名	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）
旧介護予防訪問サービス	略	10.0	旧介護予防訪問サービス	略	10.0
	7 介護職員等特定処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第4号の2の基準（この場合において，同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が，利用者に対し，旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和6年3月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た			7 介護職員等特定処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「基準告示」という。）第4号の2の基準（この場合において，同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が，利用者に対し，旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は，当該基準に掲げる区分に従い，令和6年3月31日までの間，次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た	

改正後			改正前		
	<p>だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数</p>			<p>だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 42 に相当する単位数</p>	
	<p>8 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 基準告示第 4 号の 3 の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業所」と、「訪問介護費」とあるのは「旧介護予防訪問サービス事業訪問介護」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防訪問サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防訪問サービス事業訪問介護を行った場合は、1 から 5 までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>				
旧介護予防通所サービス	<p>略</p> <p>15 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 基準告示第 6 号の 2 の基準（この場合において、同号中「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と、「訪問入浴介護費」とあるのは「<u>通所介護費</u>」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所</p>	10.0	旧介護予防通所サービス	<p>略</p> <p>15 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>注 基準告示第 6 号の 2 の基準（この場合において、同号中「指定訪問入浴介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通</p>	10.0

改正後			改正前		
	<p>が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>			<p>所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 1から13までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数</p>	
	<p>16 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 基準告示第4号の3の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業所」と、「訪問介護費」とあるのは「旧介護予防通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員その他の職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た旧介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、旧介護予防通所サービス事業通所介護を行った場合は、1から13までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>				
基準緩和通所サービス	<p>略</p> <p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替える</p>	10.0	基準緩和通所サービス	<p>略</p> <p>2 介護職員処遇改善加算</p> <p>注 旧基準告示第112号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と読み替える</p>	10.0

改正後		改正前	
	<p>ものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>		<p>ものとする。)に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1により算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1により算定した単位数の1000分の43に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1により算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p> <p>(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>
	<p>3 介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>注 基準告示第4号の3の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「緩和通所サービス事業所」と、「訪問介護費」とあるのは「緩和通所サービス事業通所介護」と読み替えるものとする。)に適合している介護職員その他の職</p>		

改正後			改正前		
	員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た緩和通所サービス事業所が、利用者に対し、緩和通所サービス事業通所介護を行った場合は、1により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。				
略			略		

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行する。